



環境に配慮した船舶に対する インセンティブ制度を始めます

➤対象船舶

- ① ESIスコア30以上で横浜港に入港する外航船
- ② グリーンアワード財団の認証を取得した横浜港に入港する外航船

➤インセンティブの内容

入港料15%減免

➤開始日時

平成29年4月1日(日本時間)入港船舶から

平成29年3月
横浜市港湾局

環境配慮船舶に対するインセンティブ

世界港湾気候イニシアティブ (World Ports Climate Initiative) が認証した船舶のESI (Environmental Ship Index) スコアが30以上の船舶またはグリーンアワード財団 (Green Award Foundation) が認証した船舶が入港したときに、入港料を減額します。

➤ 減免の対象

- ① ESIスコア30以上で横浜港に入港する外航船
- ② グリーンアワード財団の認証を取得した横浜港に入港する外航船

(①・②共に船種は問いません。)

➤ 減免率

入港料15%減免

➤ 必要書類

- ・ ESI、グリーンアワード共に制度運営者が発行するCertificate (証書) の写し
- ・ 入港料減免申請書 (各制度のCertificate入手方法は、4ページを御覧ください。)

➤ 書類提出時期・申請者・方法

- ・ 提出時期 入港届と併せて御提出ください。
- ・ 申請者 船社または代理店
- ・ 提出方法 横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所まで **FAX (045-521-8081)** にて

➤ 注意事項

認証期間を過ぎたCertificateでは減免できません(基準は日本時間)。

➤ 他のインセンティブと重複した場合

重複適用(上乘せ)します。ただし、100%を超える減免は実施しません。

➤ 計算例



H29.4.1 横浜港に入港した外航船A 総トン数 90,000トン ESIスコア 32.0
外航船Aへの減免(入港料)
減免前 90,000トン × 2.7円 = 243,000円
減免額 243,000円 × 15% = <u>36,450円</u>
支払額 243,000円 - 36,450円 = <u>206,550円</u>

H29.4.1 京浜3港に入港した外航船B 総トン数 40,000トン ESIスコア 32.0 グリーンアワード財団認証取得
外航船Bへの減免(入港料)
減免前 40,000トン × 2.7円 = 108,000円
減免額(3港) 108,000円 × 2/3 = <u>72,000円</u>
減免額(環境) 108,000円 × 15%* = <u>16,200円</u> (※両制度の認証を得ていても、減免率は15%)
支払額 108,000円 - (72,000円 + 16,200円) = <u>19,800円</u>

入港料減免申請書の記入方法

第3号様式（第7条第1項）

入港料減免申請書

年 月 日

横浜市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者氏名)
連絡先

次のとおり入港料の減免を申請します。

【外航・内航】

申請者コード	
港湾名	横浜港
入港日	年 月 日
船名・信号符字等	
総トン数	(例B) 40,000トン
入港料の額	(例B) 108,000円
減免を受けようとする額	(例B) 88,200円
減免を受けようとする理由	(例B)・コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき。 ・ESI値が30以上の船舶又はグリーンアワード財団が認証した船舶が入港したとき。
備考	(例B) ESI認証スコア32.0 または グリーンアワード認証

(A4)

➤ 入港料減免申請書のダウンロードURL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/application/>

横浜市>港湾局トップ>事業者の方へ>ビジネスサポート情報一覧>申請書(入港料に関する手続・第3号様式)

➤ 申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、環境配慮船舶に対するインセンティブのほか、コンテナ船や客船の寄港促進、京浜三港の連携強化のためのインセンティブ制度を運用しています。入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/siyoryou/incentive.html>

横浜市>港湾局トップ>事業者の方へ>ビジネスサポート情報一覧>港湾の使用料(横浜港のインセンティブ)

[注:平成29年4月1日更新予定]

ESIについて

➤ESIとは

国際港湾協会(IAPH)主導のもと世界の港湾が結成した世界港湾気候イニシアチブ(WPCI)が運営。船舶からの大気汚染物質(NO_x、SO_x、CO₂)等の排出削減を主目的とします。

➤認証期間

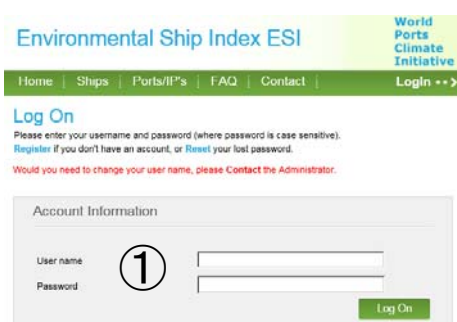
6か月。**【注】6か月毎に更新されますので御注意ください。**

➤Certificateの入手方法

船社はWPCIのWebからCertificateを取得できます。代理店等におかれましては、船社の当該部門からCertificateを入手していただくようお願いします。

※(参考)WPCIのWebからCertificateを取得する方法

- ①ESIにログイン(IDは船社につき1つ)
- ②ESI登録船一覧から対象船を探して右端のCertificateをクリック
- ③次ページ下のDownload this CertificateをクリックしてPDF形式で入手



グリーンアワードについて

➤グリーンアワードとは

オランダに本部を置くグリーンアワード財団が運営。環境配慮、安全対策、船員の質の向上など幅広い項目を審査対象としています。

➤認証期間

3年間

➤Certificateの入手方法

グリーンアワード財団から船社に交付されています。代理店等におかれましては、船社の当該部門からCertificateを入手していただくようお願いします。



お問合せ先

[制度に関して] 横浜市 港湾局 政策調整課

[手続に関して] 横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所

TEL 045-671-7165

TEL 045-521-8080